

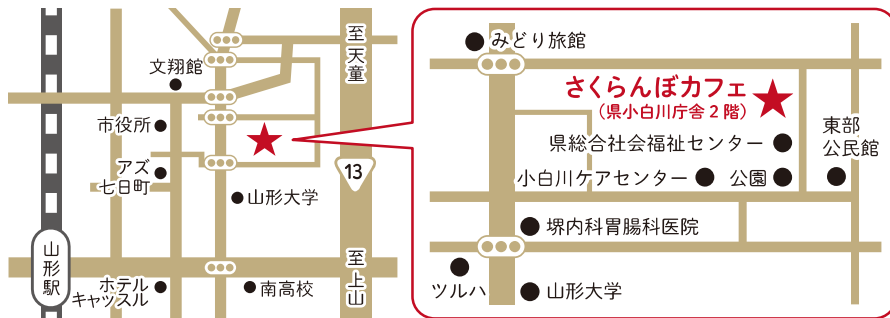
## ▼ 若年性認知症の相談窓口

### ■ さくらんぼカフェ

ご本人やご家族、勤務先などからの様々な相談に対して支援コーディネーターが関係機関と連携してサポートを行います。

TEL **023-687-0387** 相談日 月～金曜日 / 12:00～16:00  
(土日・祝祭日・年末年始を除く)

※電話・来所その他、出張相談も行います。(秘密厳守)



### ■ 若年性認知症コールセンター

社会資源の情報提供と共にその申請方法などわかりやすくお伝えします。

フリーコール **0800-100-2707** 相談日 月～土曜日 / 10:00～15:00  
(年末年始・祝日を除く)

## ▼ 医療機関

山形県 認知症疾患医療センター 検索

かかりつけ医や認知症疾患医療センターのほか専門医療機関(精神科、神経内科、もの忘れ外来など)にご相談ください。就労中の方で会社に産業医がいる場合はご相談できます。

## ▼ 地域包括支援センター

山形県 地域包括支援センター 検索

地域で暮らすための総合的な生活支援の窓口です。  
お住まいの市町村において担当のエリアが設定されています。

## ▼ 障害者の雇用・就業に関する支援機関

### ■ ハローワーク

ハローワーク一覧 山形 検索

就職を希望する障害者の方の職業指導・職業紹介などを行います。

### ■ 山形障害者職業センター TEL.023-624-2102

障害者に対する職業相談を行います。事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談に応じ、援助を行います。必要に応じて、ジョブコーチを派遣し、障害者の就労を支援します。

### ■ 障害者就業・生活支援センター

山形県 障害者就業・生活支援センター 検索

就職を希望する障害者の方の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行います。

### ■ 山形産業保健総合支援センター TEL.023-624-5188

治療と仕事の両立のため相談や支援を行います。

【発行】山形県認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」

山形市小白川町二丁目3-30 TEL/023-687-0387 FAX/023-687-0397

※このリーフレットは認知症介護研究・研修大府センターのリーフレット等を参考に作成しています。また、このリーフレットの詳細版にあたる「若年性認知症の人と支援者のためのガイドブック」は、山形県のホームページからダウンロードできます。

# ご存知ですか？

# 若年性認知症のこと

～認知症は、高齢者だけの病気ではありません～



## 若年性認知症とは…

**65歳未満**で発症する認知症のことです。発症初期は「もの忘れ」が目立たない場合があります。うつ・更年期障害・体調不良と間違われやすい症状があります。気になる症状があったら医療機関を受診しましょう。早期の診断と治療が大切です。

主に、働き盛りで社会や家庭で重要な役割を担っている時期の認知症発症のため、本人はもちろん家族など周囲の人にも大きな影響があります。

今後の生活について、どうぞご相談ください。

 山形県

## ☑ このようなサインは、認知症の可能性がります

### ◎職場での変化

- 作業に手間取ったり、ミスが目立つようになる
- 仕事の仲間や取引先の相手の名前が思い出せなくなる
- 新しい仕事が覚えられなくなる  
今までできていたことができなくなる
- 約束の時間を間違えたり、忘れることが多くなる
- パソコン、電話機、コピー機、ATM等の操作が困難になる など

### ◎生活の変化

- 物を探していることが多くなる
- お金の計算や漢字の読み方が分からなくなる
- 料理が手際よくできなくなる、同じものを何度も買ってくる
- 知っているはずの場所で道に迷ってしまうことがある
- 車の運転が適切にできなくなる
- 身だしなみに無頓着になる など

## 早期発見・早期治療が大切です

### ■治療により改善する場合があります

- ・正常圧水頭症や硬膜下血腫、甲状腺疾患によるものなど、早期の治療により症状が改善する場合があります。

### ■進行を遅らせる治療ができます

- ・早期の治療やりハビリ、生活習慣の改善によって進行を遅らせることができます。また、家族の介護負担を減らすことができます。

### ■初診日が重要です

- ・初診日から6ヶ月が経過すると、精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。
- ・初診日から1年6ヶ月が経過すると、障害年金の申請ができます。
- ・障害厚生年金を受給するには**在職中の受診**が必要です。

### ■今後の生活の設計を立てることができます

- ・初期の段階であれば、本人が病気を理解し家族などと相談することによって、その後の生活に備えることができます。

## 今の職場で、できるだけ長く働きたい

認知症と診断されても、体調が安定していれば、必ずしも辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中でできるだけ長く働けるよう、職場の理解を得ましょう。

- 環境を整えたり配置転換してもらい、本人に合った仕事をする  
上司や人事担当者、産業医と話し合う。産業保健総合支援センターに相談する。
- ジョブコーチに入ってもらい、本人の状況に応じたサポートを受ける  
ジョブコーチの派遣を障害者職業センターに相談する。
- 障害者雇用制度の利用を視野に「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」を取得する  
市町村の障害福祉担当課に相談する。

## 退職したけれど、まだ働きたい

働くことで、やりがいや生きがいを見つけることができます。

- 障害者就労支援  
公共職業安定所（ハローワーク）  
障害者就業・生活支援センター
- 障害者福祉サービスによる就労支援  
就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所など  
（市町村の障害福祉担当課に相談）

## 当事者や家族同士で交流したい

本人や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちを分かり合え、安心できる場所があります。

- 若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」
- 全国若年性認知症家族会
- 認知症カフェ など  
認知症の人と家族の会山形県支部  
市町村の介護保険担当課  
地域包括支援センター



## 経済的な支援制度や、介護・福祉サービスを利用したい

- 医療費の減免：自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養制度  
市町村の障害福祉担当課、医療保険・介護保険担当課
- 傷病手当金  
全国健康保険協会、職場の人事部等
- 雇用保険の失業給付  
公共職業安定所（ハローワーク）
- 障害年金  
市町村の国民年金担当課、年金事務所  
各共済組合
- 子どもの就学支援  
在学中の学校、市町村の社会福祉協議会（生活福祉資金）
- 住宅ローン  
ローン契約金融機関
- 生命保険の支払い  
ご加入の保険会社
- 障害福祉サービス（サービスを利用するときには障害支援区分の認定が必要です）  
市町村の障害福祉担当課
- 金銭管理や福祉サービスの利用援助  
市町村の社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）
- 成年後見制度の利用  
地域包括支援センター、家庭裁判所
- 介護保険サービス（40歳以上で、認知症と診断されると申請できます）  
市町村の介護保険担当課
- 病院のデイケア  
通院している病院にデイケアなどがあれば利用できます

